

台風等異常気象における児童等の安全確保について

1 気象情報（警報・注意報）の発表区分

○『岡崎市』とする。

- ※「愛知県全域」>「愛知県西部」>「西三河南部」>「岡崎市」
 - ・テレビ、ラジオ、ホームページ（市、気象庁）
 - ・市の防災緊急メール「防災くん」（登録が必要です）

2 登校する以前に『岡崎市』に『暴風警報・(暴風雪警報)』が発表されている場合

- ア 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり始業します。
- イ 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業します。
- ※この場合の通学班の集合時刻は、午後12時30分とします。午後1時の授業開始時刻に遅れそうであっても、午後12時30分の集合とします。授業開始時刻の午後1時に間に合わなくても構いません。
- ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とします。

※上記ア、イの場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、該当児童を自宅待機とし登校させない。

- ・家庭で、登校が困難と判断した場合、欠席連絡をメール等でお知らせください。

3 登校した後に『岡崎市』に『暴風警報・(暴風雪警報)』が発表された場合

- ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から、児童を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止して速やかに下校させます。
- イ 通学路が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保します。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼します。

4 「特別警報」について

- ア 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。警報よりも上位のものとして位置付けられる。
⇒ (例)「大雨特別警報」「暴風特別警報」
- イ 「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報(震度6弱以上)」は特別警報として位置付けられる。
- ウ 特別警報発表時の対応の原則は、「ただちに命を守る行動をとる。」とある。

5 「特別警報」が発表された時

- 特別警報が出たら、保護者は登校させない。学校は、すぐに下校させない。生命及び安全確保を最優先とする。
- 特別警報解除後について、保護者は、学校から登校するよう連絡があるまで登校させない。

ア 登校以前に名古屋地方気象台から岡崎市に特別警報が発表されている場合

- ・保護者及び学校は、児童を登校させない。

イ 登校後に名古屋地方気象台から岡崎市に特別警報が発表された場合

- ・学校は、即刻授業を中止し、災害及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行う。(学校待機、避難場所への移動、保護者への引き渡し等)
- ・保護者は、学校情報メール・学校ホームページ・学校からの電話連絡等で知らされる対応を行う。

※学校は、学校待機とした場合、特別警報解除後も児童を安全に下校させられると判断できるまでは下校させない。(職員付き添いによる下校、迎え依頼等とする)

ウ 登校前に名古屋地方気象台から岡崎市に特別警報が発表され、登校前に解除された場合

- ・学校は、特別警報解除後も、災害及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に登校させうると判断できるまでは登校させない。(学校情報メール・学校ホームページ・電話連絡等で登校の可否について知らせる)
- ・保護者は、学校からの登校可能であるという連絡があったら児童に登校させる。連絡があるまでは登校させない。

6 その他

- ・授業を中止して早く帰宅する場合や、保護者の皆様に迎えを依頼する場合については、学校情報メールを配信します。また、学校ホームページに掲載してお知らせします。
- ・電話でのお問い合わせは、ご遠慮ください。

※暴風警報・暴風雪警報が発令中、育成センター・こどもの家は閉所になります。